

平成27年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

## 監査結果フォローアップ報告（平成 27 年度確認分）

### 1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

#### （参考）確認基準

区 分		内 容	摘 要	
A	是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
B	是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの		
C	是正・改善に取組中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 是正・改善に着手していると認められるもの</li> <li>・ 是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの</li> </ul>	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D	未取組	是正改善の取組みが認められないもの（改善も検討もしていないもの）	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	
E	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの</li> <li>・ その他（監査対象から外れたもの等）</li> </ul>		

## 2 フォローアップの概要

平成 25 年度～26 年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）及び行政監査、並びに平成 24 年度～平成 25 年度に実施された包括外部監査の指摘事項等に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき確認するとともに、平成 27 年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

### (1) フォローアップの対象について

「収入未済」、「未利用地の解消」等については、翌年度も引き続き指摘事項等とすることから、本報告の対象から除外した。

#### フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

区 分	フォローアップ対象	H27確認結果					
		是正・改善済 A	是正・改善見込 B	H28フォローアップ対象			その他 E
				是正・改善に取組中 C	未取組 D	計 C+D	
H26	定期監査						
	普通会計	86	79	2	5	5	
	公営企業会計	2	2			0	
	小計	88	81	2	5	5	
	行政監査	136	136			0	
	計	224	217	2	5	5	
H25	定期監査						
	普通会計	1	1			0	
	公営企業会計	0				0	
	小計	1	1			0	
	行政監査	3	2	1		0	
	包括外部監査	200	190	5	2	2	3
	計	204	193	6	2	2	3
H24	定期監査						
	普通会計	0				0	
	公営企業会計	0				0	
	小計	0				0	
	行政監査	0				0	
	包括外部監査	10	4	2	4	4	
	計	10	4	2	4	4	
合 計 ( ~ )		438	414	10	11	11	3

(注) H26 包括外部監査については、措置状況の報告期限の関係から H28 フォローアップ対象として確認する。

(2) 平成 26 年度指摘事項等分について

平成 26 年度指摘事項等の対象となった 224 件の内訳は、「是正・改善済」が 217 件、「是正・改善見込」が 2 件で合計 219 件（97.8%）であり、「是正・改善に取組中」が 5 件（2.2%）であった。

「是正・改善に取組中」の 5 件は、今後のフォローアップの対象である。

(3) 平成 25 年度指摘事項等分について

平成 25 年度指摘事項等の対象となった 204 件の内訳は、「是正・改善済」が 193 件、「是正・改善見込」が 6 件で合計 199 件（97.5%）であり、「是正・改善に取組中」が 2 件（1.0%）であった。

「是正・改善に取組中」の 2 件は、今後のフォローアップの対象である。

「その他」の 3 件については、執行機関の見解が妥当又はやむをえないと認められるものであった。

(4) 平成 24 年度指摘事項等分について

平成 24 年度指摘事項等の対象となった 10 件の内訳は、「是正・改善済」が 4 件、「是正・改善見込」が 2 件で合計 6 件（60.0%）であり、「是正・改善に取組中」が 4 件（40.0%）であった。

「是正・改善に取組中」の 4 件は、今後のフォローアップの対象である。

### 3 改善された事項の主な内容

(1) 債務負担行為の設定について（平成 26 年度定期監査・普通会計）

〔指摘事項等〕

複数年度にわたる債務を負担する場合には、債務負担行為として、議会の議決を経て、予算で定めておかなければならない。

しかしながら、今回の監査において、債務負担行為を設定することなく、2 ヶ年にわたる補助金の交付決定を行っている事例や敷地及び建物の賃貸借契約において複数年度にわたり締結している事例が見受けられたので、債務負担行為の設定に関して周知徹底を行うべきである。

〔措置状況〕

補助事業等の実施に当たっては、原則として、予算計上時に予め翌年度以降にわたることが確実な場合は債務負担行為を設定する一方で、予算計上後又は交付決定後の事由により年度内に事業が終了しなくなった場合は繰越明許費を定める必要があります。

また、翌年度以降にわたる不動産の賃貸借契約については、債務負担行為の設定を要しない長期継続契約を基本とするなど、債務負担行為の設定以外の対応も含め、補助事業や契約の内容等に応じて適切な対応を講じるよう、新年度の予算編成方針をはじめ、様々な機会を捉え、各部局に対し、注意喚起

を促してまいります。

〔確認結果〕

平成 26 年 10 月 16 日の普通会計定期監査（前期）結果にかかる研修会（総務文書課主催）、平成 27 年 4 月 10 日事務処理ミス等防止対策連絡会議（人事課主催）等により、周知徹底を図っている。

(2) 公有財産等の管理について（平成 25 年度定期監査・普通会計）

〔指摘事項等〕

25 年度の重点監査事項である公有財産等の管理について、使用料等の徴収漏れ等を防ぐ観点から、使用許可台帳等の作成・記載が規則等に基づいて適切に行われているかを監査した。

行政財産使用許可台帳ならびに普通財産貸付台帳は、公有財産取扱規則に「（使用許可等の）状況を明記した台帳を作成保管し、異動が生じたときは直ちに修正しておかなければならない。」との規定があるにもかかわらず、許可状況等の履歴の記載がなく、台帳として保管せずに調定決議書の添付文書として保管されていたものが多数あった。

このため、台帳の作成・保管についての適切な事務処理の指導と、併せて、許可等の履歴が記入できるような規則様式への改正を検討すべきである。

〔措置状況〕

平成 25 年 12 月 27 日付けで「公有財産に係る使用許可、貸付契約及び不動産借上契約事務について」管財課長通知を行い適正な事務処理の周知に努めました。

また、行政財産使用許可台帳ならびに普通財産貸付台帳の様式については、許可等の履歴が記載できるよう規則様式を改正し、平成 26 年 10 月 1 日から施行しております。

〔確認結果〕

行政財産使用許可台帳ならびに普通財産貸付台帳の様式については、許可等の履歴が記載できるよう規則様式を改正し、平成 26 年 9 月 12 日付で総務部長から各課室長に通知され、同年 10 月 1 日から施行されている。

(3) 会計規程等の整備について（平成 25 年度行政監査）

〔指摘事項等〕

県財務規則等に準じて会計処理を行っているが、根拠となる規程を整備していないものがある。

〔措置状況〕

平成 27 年 5 月 15 日開催の幹事会（長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会）において、会計処理の根拠となる規定を経理要領として作成し承認を受けている。

〔確認結果〕

平成 27 年度に経理要領を策定し、同幹事会の承認を受けている。

#### 4 課題として残っている事項

##### 課題事項

区分	定期監査 (普通会計)	行政監査	包括外部監査	計
H26	5	0	-	5
H25	0	0	2	2
H24	0	0	4	4
計	5	0	6	11

課題として残っている事項が 11 件あり、その内訳は定期監査（普通会計）5 件、包括外部監査 6 件となっている。

なお、課題の概要は下記のとおりである。

#### (1) 定期監査（普通会計）

平成 26 年度指摘事項等 5 件

##### ア 公有財産の使用許可について（4 件）

公有財産使用許可の適正な取り扱いについて指導徹底を行うとともに、連帯保証人については、港湾、漁港、道路、河川関係で統一的な取扱いとなるよう見直すべき

##### イ 県立学校におけるパソコンについて

パソコンの導入に際しては、リース契約との比較、一括購入などの経済性・効率性を踏まえた導入方法を検討すべき

#### (2) 包括外部監査

平成 25 年度指摘事項等 2 件

##### ア 外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金について

～任意団体を資産購入補助金の受け皿とすることの不合理性について（意見書 133P）

##### イ 耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について（意見書 388P）

平成 24 年度指摘事項等 4 件

##### ア 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業 過去における不適正な貸付事務について（意見書 249P）

##### イ 負担金及び補助金交付金について（意見書 105P）

ウ 代替地処分手続きに問題が認められるもの（意見書 230P）

エ 代替地の無断使用について（意見書 232P）

- \*（ ）内の意見書とは「平成 25 年度包括外部監査結果報告書及び報告に添えて提出する意見書」及び「平成 24 年度包括外部監査結果報告書及び報告に添えて提出する意見書」を指す。